



安全で良質な農産物の生産

木村 宏 (きむら ひろし)

北海道有機農業研究会会長

はじめに

北海道農業の歴史を紐解いて見ると、開拓当初のジャガイモは、樹木の伐採、雑草の刈り払いや焼き払いを行い、必要な間隔をおいて孔を掘る点播方式で栽培され、最初はすべて無肥料で、数年あるいは20～30年にわたる無肥料耕作ののち、地力が損耗し、収量が減少してきて初めて施肥や輪作が行われるようになったとある。その理由は、むしろ開墾地では地力が肥沃で他の作物では繁茂し過ぎて結実・登熟に至らない時でもジャガイモは高収量が得られ、他作物を栽培するための前作物的意味があったと記されている（北海道農業発達史上巻、1967）。麦類や豆類も同じように本来的にもっている土壌の生産力に依存した地力収奪型で栽培され

ていったのである。

このことが地力の損耗と病害虫の多発を招き、化学肥料や化学合成農薬の多投を必要とし、塩類集積や環境への負荷の増大へと連なっていると見ることができる。特に第2次世界大戦後のわが国経済復興のための食料の大量生産・大量輸送を前提とした化石エネルギー大量使用による機械化・省力化と化学肥料や化学合成農薬のさらなる大量投下へと益々環境悪化や食の安全性への不安を強めてきた。

筆者は、日本農林規格に定められた「有機農産物」及びいわゆる減肥・減農薬栽培を主体とする「特別栽培農産物（農水省ガイドライン表示）」の認証に関わりをもっており、全国で展開されているこれらの認証農産物の評価から、これまでのクリーン農業技術の評価と問題点及び今後の展開方向への期

待について私見を述べてみたい。

環境保全型農業における クリーン農業の位置付け

いま、わが国が進めようとしている「環境保全型農業」は、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」で、そのための技術指針が示されている。

北海道はこれを受けて「環境保全型農業推進事業」として取組を開始し、1992年「北海道クリーン農業推進方向」を策定している。

「クリーン農業」は、環境保全型農業ないしは環境調和型農業としてのみならず、流通や販売等消費までを含めた概念として進められ、これまでに11年を経過する中で、農業試験場等で開発された技術を駆使して生産された農産物として、「北のクリーン農産物」の名のもとに『Yes!Clean』表示された農産物が出荷されるようになった。

北海道クリーン農業技術指針（平成9年度）によれば、クリーン農業の概念は、冒頭に述べた環境保全型農業の

定義を受けて「有機物の施用などによる土づくりに努め、農薬や化学肥料の使用を必要最小限に止める等、環境との調和に配慮した安全・高品質な農産物の生産を進める農業」であり、現行の生産資材等の適正利用による基本技術型農業から、農薬、化学肥料を一切使用しない有機農業までを含む幅広い概念と位置付けている。

すなわち、これまでの北海道農業のスタンスは地域の気象・土壌条件に即した栽培管理の基本技術の徹底及び農薬、化学肥料等生産資材の適正利用により、安全・良質な農産物の生産とコストの低減をめざす農業に置いており、これに開発された新技術を導入することで土づくりや品種の選定・播種から収穫までの全過程を総合的に管理するなどにより、現行（この時点では平成3年度）水準に比し、農薬、化学肥料等の節減を図り、より安全で持続的に確立される農業を「クリーン農業技術」の目標に置いている。

北海道での肥料・農薬の 使用量はどの程度か

平成2～4年次の農畜産物生産費調査から幾つかの作物について使用農薬

費を北海道と都府県と比較してみると表1のようであった（木村1995）。

北海道クリーン農業戦略会議（2002）資料に、農水省北海道統計情報事務所調査による平成11年農業生産環境調査資料に基づき、化学肥料及び農薬の10a 当たり使用量について都府県との比較を表示しているので、これを引用すると表2の通りである。農薬については平成3年頃に比し北海道での使用量は明らかに少ない。これはクリーン農業技術の成果ともいえる。

農薬の10a 当たり使用量では葉茎菜類の77.5%、水稻の71.0%を除くと6.6～32.5%と北海道農産物のクリーン度が高いことを明らかにしている。ただ残念なことに現在のクリーン度の表現には数値表現を取っておらず、農水省ガイドライン表示に見られる「当該地域の慣行の50%以下の使用量」が

特別栽培農産物とされているので、他都府県との比較によるクリーン度がなかなか一般消費者に理解されていないのが現状であろう。

環境保全型農業推進事業への全国的取組みの現状

「北のクリーン農産物表示制度」は、北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台として、農薬や化学肥料の使用を削減して生産することを目的に道立農業試験場等により開発・改良された「クリーン農業技術」を導入して、技術導入前に比べ農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かり易く表示することにより、道産農産物の優れた点をアピールするものとしている。（北海道

表1 主要農作物別の農薬費（10a 当たり）の比較（単位：円、%）

区分	水 稻			キ ャ ベ ツ			タ マ ネ ギ		
	北海道	都府県	比	北海道	都府県	比	北海道	都府県	比
H 2	6,543	7,627	86	2,862	49,690	5	13,914	17,917	78
H 3	5,943	7,728	77	2,604	59,508	4	14,153	17,907	79
H 4	6,181	7,397	84	2,578	5,578	5	13,949	13,720	102

資料：各年農畜産物生産費調査（農水省）より抜粋。（木村（1995）より。）

表2 主要作物別の肥料・農薬使用量の比較 (10a 当たり)

作物の 類型区分	化学肥料使用量 (Kg)			農薬使用量 (gr)		
	北海道	都府県	比(%)	北海道	都府県	比(%)
果 菜 類	39	75	32	347	5,255	7
葉 茎 菜 類	83	69	126	1,833	2,364	78
根 菜 類	53	48	110	567	4,235	13
その他野菜	73	54	135	341	3,268	10
施 設 野 菜	56	60	93	955	6,245	15
果 樹	19	40	48	2,659	8,193	33
畑 作 物	31	59	52	563	5,576	10
水 稻	28	27	103	431	607	71

平成11年度農業生産環境調査（農水省北海道統計情報事務所。但し水稻は平成10年度農業経営統計調査）（北海道クリーン農業戦略会議資料より作成）

クリーン農業戦略会議資料：2002)

農林水産省によれば平成13年度現在の都道府県独自の有機農産物等の認証等制度を設定し、環境保全型農業推進事業に取り組んでいるのは、次の北海道を含め23都道府県である。(表3)

また、有機農産物認証のための登録認定機関60機関（平成14年3月現在）の中で、自治体やJA、第三セクター等による県内農産物の認証に取り組んでいるのは、岐阜、長崎、青森、石川、岡山、埼玉、兵庫、山形、福井、長野の10県で、北海道では(財)北農会他1が登録認定機関として認可されており、このほか宮崎県の綾町が取得して

いる。

特別栽培農産物への取り組みで、農林水産省の定める表示ガイドラインに準じた認証制度の導入状況については農林水産省の調査によれば（平成13年9月現在）、図1のように類型区分される。北海道はこの中では位置付けられていない。

北の農産物「Yes! clean」表示の評価

北海道のクリーン農産物表示では、どのような開発・改良されたクリーン農業技術によって生産されたものであ

るかの記載のみのために、農林水産省の特別栽培農産物ガイドライン表示には残念ながら該当しないこととなる。

前述のように北海道農業全体が本州農業に比し肥料・農薬の使用量が少なく、さらに目標をその30%減において開発・改良された技術であるから、実際的には本州産に比べてかなりの減肥・減農薬になっているのであるが、ガイドライン表示に求められている当地

表3 都道府県独自の有機農産物等の認証等制度設定自治体（農林水産省：2001）

自治体名	認 証 等 推 進 事 業 名
北海道	クリーン農業推進協議会による表示制度
青 森	有機農産物等表示認証制度（H11）
宮 城	有機農産物等表示認証制度（H11）
秋 田	特別栽培農産物認証制度（H12）
山 形	(財)県農業技術協会有機農産物等認証審査会による認証制度（H11）
福 島	特別栽培農産物の認証制度（H13予定）
茨 城	特別栽培農産物の認証制度を検討中
栃 木	とちぎの特別栽培農産物認証・表示制度（H12）
群 馬	特別栽培農産物の認証制度（H13予定）
埼 玉	有機農産物・特別栽培農産物認証制度（H10）
東京都	有機農産物等認証制度
新 潟	特別栽培農産物認証制度
石 川	有機農産物認証事業（H10～12）
長 野	環境にやさしい農産物表示認証制度
岐 阜	ぎふクリーン農業表示制度
三 重	みえの地産地認証事業費（H13）、「南紀ゆうきの里」推進事業（H13～15）
滋 賀	近江こだわり農産物認証制度（H13予定）
兵 庫	有機農産物認証制度（H13廃止、JA 兵庫が登録認定機関取得）
和歌山	特別栽培農産物認証制度（H13予定）
島 根	エコロジー農産物推奨制度
岡 山	有機無農薬農産物認証要領（H 1）
高 知	農産物等特別表示認証制度（H 6）、減農薬栽培農産物表示認証制度（H11）
熊 本	熊本型有機農産物等生産基準

図1 農林水産省ガイドライン表示に対する都府県の認証制度の取り組み

① ガイドラインと同じ区分対象

長野、秋田、茨城、長野、香川

	無化学合成農薬	減化学合成農薬	慣行
無化学肥料	○	○	○
減化学肥料	○	○	○
慣行	○	○	

減化学合成農薬については、長野は地区慣行使用回数
の30%減も対象

② 無及び減化学肥料・農薬の4区分

青森、宮城、栃木、埼玉、東京、熊本

	無化学合成農薬	減化学合成農薬	慣行
無化学肥料	○	○	
減化学肥料	○	○	
慣行			

減化学肥料については、熊本は地区
慣行使用量の70%
減以上が基準

③ 上記4区分に無化学肥料・農薬を加えた6区分

佐賀

	無化学合成農薬	減化学合成農薬	慣行
無化学肥料	○	○	○
減化学肥料	○	○	
慣行			

④ 無化学肥料・農薬及び減化学合成農薬の3区分

福井

	無化学合成農薬	減化学合成農薬	慣行
無化学肥料	○	○	
減化学肥料	○		
慣行			

⑤ 無化学合成農薬および減化学肥料・農薬の2区分

高知

	無化学合成農薬	減化学合成農薬	慣行
無化学肥料	○		
減化学肥料		○	
慣行			

⑥ どちらか一方のみの区分は除外し、1区分のみ
岐阜、滋賀、島根

	無化学合成農薬	減化学合成農薬	慣行
無化学肥料	○		
減化学肥料			
慣行			

⑦ 減化学肥料・農薬の1区分のみ（図は省略）
新潟

比50%減には該当せず、また具体的に使用されている肥料・農薬の名称や量・回数等が不明ということで、本州消費地での評価がいまいちとの話をしばしば聞くことがあり残念である。

しかし、平成3年以来、化学肥料・農薬の30%減、3つの品質（安全、おいしさ、栄養価）の向上を技術開発の目標として、平成12年度までに開発された技術は78を数え、その他の技術開発で成果を得た関連技術を併せると168の技術が開発されており、22品目についての「クリーン農業技術指針」が示され、Yes!clean 登録生産集団は平成13年度で29市町村43集団が登録され、17品目、作付面積約5,000ha、総出荷量は6万7,000tに達しており、平成14年度では、さらに登録生産集団の増加が見込まれているなどの成果を着実にあげている。

道産農産物のその他の表示

いま、北海道産農産物については、財団法人北農会有機農産物検査・認証センター等が実施する改正 JAS 法に基づく有機農産物の認証は、平成13年12月現在で認定農家戸数で144戸（全国3,190戸）、29品目、作付面積27,146ha、北海道有機農業研究協議会が認証する農水省ガイドライン表示に準拠した特別栽培農産物は、61戸、18品目、作付面積23,203haである。

また JA 北海道ホクレンが実施する「クリーン Do」は、コープこうべの「フードプラン」の取り組みを導入したもので、平成3年から実験事業を開始し、平成6年から本格事業化したものであるが、平成11年度から「クリーン Do」として、一種の契約栽培の形で特

別栽培農産物の栽培基準を設定し、36農協で16品目、4万250tを72のユーザーに提供している。平成13年産については計画として62農協で7万500tの大幅増で、生食用のみならず、加工用向けの需要にも対応していくこととしている。

このように道内産はいろいろの形で認証が行われているが、消費者の求める第三者認証、あるいは明確な化学肥料・農薬の使用実績の明記が必要ではなからうか。前述のように特別栽培農産物のガイドライン表示も各県まちまちで、農林水産省のホームページアンケート調査（2001）でも表示ガイドラインの信頼度はどちらも言えないが57%、信頼できないが23%となっており、その理由は農薬や化学肥料がどの程度使用されているのか判らないからが36%、どういう栽培をしているか判らないからが23%を占めていることから見ても、導入した技術のみではなく実際に使用した化学肥料や農薬の名称・使用量、回数等についても明示することが消費者の一層の信頼度を高めることとなる。なお、信頼できるとした消費者の理由では、国が定めたガイドラインに従って栽培されているからが28%、農産物の生産者や責任者がはっ

きりしているから27%、減農薬などの栽培方法がはっきり判るから22%となっている。

また、有機農産物の表示については、基準をみたしていなければ「有機」という言葉が使えないので信頼できるが51%、生産の基準が明確であり、安心して買うことができるが30%と消費者の高い信頼を得ている。

クリーン農産物への これからの期待

農林水産省では、有機 JAS 法の立法に伴い、特別栽培農産物のガイドライン表示についてもこれを立法化すべきか否かについて論議を行っている。その検討委員会の中では、現状の慣行のレベルの設定にバラツキがあり、当該地域の50%減では地域間に差があり判りにくいとの意見、使用資材名等の表示を徹底すべきとの意見や、生産者は消費者の求めに応じ生産過程を開示できるよう農作業日誌等の資料の整備などの意見がある。

法制化については、食品表示に対する信頼性確保のために行うべきとする意見と、農家に認証料等経費負担を強いることとなるので、環境保全型農業

の広がりには水を差しかねないので反対との意見とがある。

筆者は、環境保全型農業の定義からみても使用される「化学肥料や農薬は、止むを得ない場合に必要最小限の使用」とし、資材の使用量等を明示することで消費者の求める安全性評価に応え、生産者の自信と責務を明確にすることで信頼関係が確立するのではないかと考える。事実、北海道有機農業研究協議会が認定した特別栽培農産物表示により、会への問い合わせや評価が幾つも来ており、生産者ともども認証機関としての責務を痛感するとともに、高い評価にほっとしている。

クリーン農産物表示は、北海道農業の全般的なレベルアップとして大きな役割を果たし今後の期待も一つにはそこにあるが、全国的な農産物に対するイメージアップと信頼度の獲得には、現在のところ具体的な表示＝使用した化学肥料や農薬の明示が求められている以上、これを除いての表示で評価を得るのは相当の努力を要するのではないだろうか。その表示は、単に当該地域の何%減ではなく、最低限度必要な量としての表示により、他都府県に比し全体的に使用量の少ない北海道の優位性が明確になるものとする。各都

府県が各自で有機農産物等の差別化による販売戦略が行われている中で、北海道産農産物の優位性を打ち出して行くためにも、ガイドライン表示に準拠したラベル表示をさらに進めた表示を行うことで、消費者との相互信頼が得られるものと考えている。

北海道は、平成13年度のクリーン農業戦略会議を開催し、これからのクリーン農業の展開方向として、①クリーン農業技術のさらなる開発と体系化、品質評価・流通技術の開発、②クリーン農業技術の普及・定着化のための普及活動の展開、③クリーン農産物の生産の拡大の推進と産地の大型化、新規産地の育成他品目生産等、④クリーン農産物の流通販売促進、クリーン Do や特別栽培農産物ガイドライン表示等農産物とのネットワーク化等を目標において展開し、普及定着を図ることとしているので、大いに期待したい。

<参考文献>

「北海道クリーン農業技術指針」
（北海道農政部、平成9年1月）
「環境保全型農業の害虫管理」
（木村 宏、北海道有機農業技術研究
年報1995年版、平成8年3月）

「北海道クリーン農業戦略会議資料」

（北海道農政部流通対策課、

平成13年8月）

「第1回特別栽培農産物表示手法検討
委員会資料」

（農林水産省、平成13年10月）

「平成13年度食料品消費モニター第2
回定期調査結果の概要について」

（農林水産省総合食料局消費生活課、

平成13年11月）

「平成13年度食料品消費モニター第3
回定期調査結果の概要について」

（農林水産省総合食料局消費生活課、

平成14年1月）



自信と誇りの持てる 農業を

高橋 純一（たかはし じゅんいち）

上川郡美瑛町農林課長補佐

はじめに

私が北海道に移住して6年が過ぎました。それまでは霞が関の農林水産省でいくつかの農業政策を担当してきました。しかし、効率や規模拡大を優先する考え方になじむことができず、そこを飛び出して現在に至っています。ここでは、地域の農政の現場で考え、感じていることを述べてみたいと思います。

岐路に立つ北海道農業の 選択肢は

北海道農業が岐路に立たされています。輸入農産物の大量流入と市場メカニズムの導入から、農産物価格の低迷、経営の悪化、将来展望の不在などから、

農業から撤退する農家が後をたちません。

一番問題な海外からの輸入農産物に對抗するにはどうしたら良いのでしょうか。

これまで規模の拡大がまことしやかに言われ続けていました。しかし、現状を見ると、農地を買って規模拡大をし、機械も新しく能率の良いものに買い替え、格納庫も新たに建て、莫大な投資をしたにもかかわらず、生活は少しも良くならずに苦しんでいる方がたくさんいるのが現状です。単に効率だけの面で考えていくのではなく、農業を行う人々の生きがいややりがいを考えた農業を構築していかなければ、農業は衰退するばかりです。

例えば、アメリカ農業と同じ規模の農場を自分が持てたとしても、決してアメリカの農産物価格に勝つことはで

きないでしょう。なぜならば、日本では農地価格も高いし、機械も高い。資材価格やエネルギー代、労賃も高いのだから全体のコストも間違いなく高くなります。したがって、国際競争力を持てるような農業を目指してもそれはほとんど不可能な話で、市場メカニズムのなかで生き残るには、価格ではなく海外の農産物にはない付加価値を付けていく以外にはありません。

したがって、農産物にどのような付加価値を付けていくかが大きな課題となるわけですが、この付加価値を付けるという、農産加工がすぐに思い浮かびます。しかし、海外から様々な加工食品の素材が入ってきている現状からすると、農産加工の分野で付加価値を付けることには限度がありましょうし、そもそも新たに農産加工に取り組んでも、流通面でのリスクの問題を考えると大量の農産物を処理するだけの加工施設の実現は難しいといわざるを得ません。

付加価値をどうつけるか

「ではどうするか」ということですが、「農産物自体に付加価値を付けて

いく」ということが基本線になるでしょう。具体的には、「食味」「安全性」「栄養価」といったことがこれからの農業生産において重要な柱になりますし、加工食材にしても、こうした付加価値の高い農産物を原料とすることにより製品の付加価値も高まってきます。また、品質の高いものを大量のロットで確保できれば、それだけで大きな付加価値となり、本州の産地とも差別化することができるのです。輸入農産物と差別化し、「北海道のものは輸入物よりは少し高いけれど、おいしいし、安心だし、栄養もある」といわれるような生産物を目指すことが必要ということで、それを具体化することが北海道農業の生き残る道ということになるでしょう。

高い付加価値のための土づくり

それを実現するためには、病気や害虫にも負けない元気で健康な作物を作ることが基本であり、そのための土づくりを実践することが基礎となります。排水の悪いところで生育する作物はありませんし、肥料も多くやり過ぎればおカネがかかる上、生育もう

まくいきません。排水を改良して堆肥を入れ、土壌分析してその作物に合った肥料を施し、作物が最も生育しやすい環境を整えてやる。作物は自分の力で生育し、さらに適正な管理によって健全に生育するわけで、健全に育った作物は病害虫も付きにくいし収量も高まります。病気になったりこじけた作物は品質も良くないばかりか収量も低く、その結果収量当たりのコストも上がってしまうことになります。それは人間でいえば身体が健康だと風邪もひきにくいけれど、疲れているときには風邪をひきやすいのと同じことです。

そうした農業生産をするための基礎が土づくりであり、農業にとっては昔からいわれてきた当たり前の話であります。しかし、現実面では、大規模化や畜産と耕種の分離から難しくなっているのが現実です。

私の町のことをいえば、土づくりに励む生産者が次第に増え、ようやく半数の生産者が緑肥や堆肥を入れるようになりました。しかし、残る半分の生産者は土づくりの大切さは分かっているけど、効果がすぐに見えないことや経済的な余裕がないことなどから、なかなかその取り組みが進まないというのが現実です。その結果といえば、低い

単収→低い所得水準→後継者不在→離農→離農跡地の処分問題となって出ており、そのための負債対策、担い手対策、農地流動化対策などの各種対策をとっているというのが実情です。

その一方で、地域全体で土づくりを続け、大変な実績を上げているところも中にはあります。その地区では、15年ほど前に約30戸ほどの畑作農家が地域の畜産農家と組んでパークを利用した堆肥組合を設立し、それまで重粘土で条件の悪い低収量地帯であった所を、今では町内でもトップクラスの高収量地帯にまでしています。今では、土づくりの実践→高品質・高い収量→所得の増加→後継者の定着→規模拡大・離農者の減少と、良い循環に入っています。

時間はかかるのですが、土づくりを進めることは良品生産や、単収の増加もさることながら、天候にも左右されにくい安定した農業を実現し、所得も増えて後継者が残っていくことになるのです。儲からない農業では後継者も残りませんが、儲かる農業であれば後継者も黙っていても残っていきます。噴出する問題に対策をとるのも必要ですが、問題の発生する構造を変えていかなければ、永遠に問題は解決しない

と私は考えています。

技術交換と情報交換

しかし、この地区がこれだけ伸びてきたのは、土づくりもさることながら、構成員による技術交換、情報交換があったことも大きな要因といわれています。勉強会や共励会を通じ、切磋琢磨すると同時に、失敗したこと、うまくいったことを情報交換し、個人であれば20年かかる技術の蓄積を若い人もほんの数年で得れる体制を作ったことが地域全体の活力を高めています。このようなことは、コンバインなどの機械類の共同利用ではなかなか見られないことで、土づくりという作業の競合しない分野で、しかも共通の堆肥を使用するという技術面での共通性があったことが大きな要因であると考えています。

これまで、農業の分野では各種補助事業が投入され、農業機械類にも補助が導入されてきました。しかし、機械類を通じた共同化は作業能率を高めたものの「いちばん条件の良いときに作業をやりたい」という生産者本来の意識の強さから構成員が減少し、なか

か良い結果は得られていないように見えます。やはり競合する作業分野での共同化は難しいもので、むしろ土づくりのような作業の競合しない分野での共同作業を通じ、技術交換できるような地盤づくりをしていくことが重要なのではないかと感じています。

これまで北海道農業は大規模農業を目指し規模拡大をしてきました。それは言わば競争の時代のものでありました。しかし、農家戸数が減り、リタイアする人が跡を絶たない中で、離農跡地がさばけないという問題が持ち上がってきています。残っている人も、厳しい環境のなかで規模拡大することは自らの経営悪化につながることから、なかなか手が出せないのが現状です。これからはいかに農家戸数を維持するかが重要で、そこには、「競争」という考えから「共存」という考え方が必要となってきています。その共存を成立させるためには、どうやってみんなで生き残るか、地域の構成員で話し合うことが基本となりますが、土づくりや農産物の共同直売所など、生産の分野で競合しないテーマを設定し、生産者の協働を導くような体制をつくり、技術の交換につなげることが地域の活力につながるのではないかとみていま

す。

新農業基本法との関係

話は変わりますが、平成11年に新しい農業基本法「食料・農業・農村基本法」が施行されました。そこでは、輸入農産物と組み合わせた食料の安定確保、農業・農村の持つ多面的機能の重視、市場メカニズムの導入などが柱とされ、食料自給率の向上も盛り込まれました。

農業の新しい役割としては、水源のかん養、都市住民への景観の提供などの多面的機能の維持が新たに盛り込まれていますが、生産者にとっては「田んぼに洪水調整機能があるから農業を評価する」といわれてもピンときませんし、そのようなことをいわれても農業後継者がついてくるわけではありません。やはり農業の役割として大きいのは、食料の安定供給が大きな柱となるわけですが、輸入と組み合わせた食料の安定供給では、国内生産者も力が入りません。

むしろこれからの国内生産は、国民の健康を維持・増進する産業として再生し、消費者に安心できるものを提供

する一方、生産者自身も生きがいと誇りを持てるものにしていかなければ、今までのように所得確保のための規模拡大を永遠に続けなくてはならないでしょう。

自信と誇りのもてる農業を北海道に

今、北海道で元気のある生産者のかなりの方は、消費者と直接結びついてるように見受けられます。そしてその人たちの声に共通していることは、「消費者の『おいしかった』という声を聞けることが元気の源だ」と話していることです。消費者から喜んでもらえる誇りの持てる農業でなければ、少しばかりの所得では後継者は後を継ぐうとはしないでしょう。苦勞が多くて、所得も少ない。その上誰からも感謝されないような産業では衰退は避けられません。おカネを稼ぐのであれば、他の産業に働きに出れば良いのです。

これからの北海道農業は、冷涼な気候風土を活かし、低農薬で消費者からも安心される、国民の健康を創出していく産業を目指すことが生き延びる道ではないでしょうか。また、それが新しい農産物自由化時代を乗り切る生き

がいややりがいを持つ農業になるのだと思います。そのまず第一歩が、土づくりに始まります。

おわりに

最後になりますが、農業は人間の健康づくりを司る産業です。人間の身体の中に入るものは水と空気と食べ物と薬しかありません。農業が質の良い農産物を提供すれば、国民はもっと健康になるでしょう。そのような農産物を北海道農業が提供できるようになれば、生産者も自信と誇りを持てるのだと思います。



明日の北海道農業に 果たす女性の役割

片山 寿美子（かたやま すみこ）

北海道農政部農業改良課総括専門技術員

農村女性を巡る動き

近年、農村女性のまわりでは、折にふれ

- 女性も男性もイキイキとやりがいを持って活動できる農業と農村の実現
- パートナーシップの確立と女性の起業化支援
- 女性の経済基盤の確立と働きやすい環境づくり
- ジェンダーバイアスの解消と女性の自立

等々、女性のあり方をテーマにした論議が高まっている。折しも男女共同参画社会基本法と食料・農業・農村基本法など、女性をとりまく2つの基本法が施行され、世の風は、女性に対して社会における対等な構成員としての地

位と、あらゆる分野の活動に、自分の意志で参画する機会を保障し、その促進に努めること。くわえて、女性の農業経営における役割を、適正に評価するとともに、女性自らの意志によって、農業経営及びこれに関連する活動に、参画する機会を確保するための環境整備を推進するとうたいあげられるなど力を増している。

これにより、農村の女性達もジェンダーにとらわれず、対等なパートナーとして家庭や経営さらには地域づくりへ主体的に参画することを選択できるようになってきた。

とは言うものの、35才～40才代で働き盛りの女性達は、元気で頑張ろうという気力はあるが・・・夢は持てない！！と呟き、肩落とすことが多い状況にある。

このつぶやきの背景を、北海道の農

村女性をめぐる調査から検証してみたい。

1 農村女性の動向

本道の農業就業人口の半数を女性が占め農業の基幹的従事者になっている。

これに家事作業が付加され、決まった休日（24時間単位）も確保されにくい状況があり、女性達が忙しくて暇がないとささやき合う背景が見えてくる（表1～表3）。

2 経営内における女性の位置づけ

非常に我慢強く農業に従事している女性たちの経営内における役割については、農作業計画の相談には参加できても、経営の方針決定に参画できる人は40%程度である（表4～表7）。

また女性農業者として自分名義の財産形成状況では、国民年金や預貯金と生命保険的な共済保険が主になっており、農地など不動産を所有している人は極くわずかである。

自分の資産形成が困難な要因としては、表7に見られるように労働報酬を受け取っていない人が半数近くもいること、農協の組合員勘定口座（クミカン口座）は経営主が優先、家族経営協定の締結数も極めて少ないなど、経営内における女性の労働評価が、いまだ補助的な位置づけから脱しきっていないことがあげられる。

このことは、女性の役割を期待しているが、経営内で適正に評価し保障して行くといったような実のある形に至っていないことを物語っており、女

表－1 農業就業者（H12）

農業就業者	うち女性	女性の割合
152,387人	76,232人	50%

（資料：北海道「農林業センサス」）

表－3 休日の有無

区 分	割 合
あ る	8.3%
な い	91.7%

表－2 経営形態別労働時間（H6）

区分	女 性	男 性
稲作	1,067時間	1,378時間
畑作	1,534	2,112
野菜	2,841	2,880
酪農	2,849	3,890

資料：道農業改良課「農村女性アンケート調査」（平成9年）

表－４ 農業経営方針等の決定方法

区 分	女性に関わる	経営主が決定
営農計画	43.6%	41.4%
新規投資	53.8	32.2
資金借入	43.3	27.5
作業計画	60.1	27.5

表－５ 自分名義の財産

区 分	割 合
国 民 年 金	81%
農 業 者 年 金	11
預 貯 金	77
農 協 共 済	63
農 地	4

(資料：道農業改良課「農村女性アンケート調査」(平成９年))

表－６ 家族経営協定数、農業者年金加入数(平成12年)

区 分	件 数	割 合
家族経営協定締結数	3,162	4.5%
農業者年金加入数	1,291	1.7%

(資料：道農業改良課調べ)

表－７ 労働報酬の有無

区 分	割 合
受け取っている	49.8%
受け取っていない	50.2%

(資料：道農業改良課「農村女性アンケート調査」(平成９年))

性が密かにため息をつく状況を呈している。

農村の女性達は、輝きを増し元気であると絶賛されているが、実際には経済的にも、精神的にも、身体的にも何かに追われるように駆けまわっている様相が、いまだ色濃く本当の豊かさや安らぎを実感している人は少ない。とりわけ、女性の経済的な自立が遅れ、女性が自分の意志で起業化を試みたり、老後の暮らしに向けた生活設計を考えたとき、経済的な基盤の脆さが女性の夢を壊し肩で息する状態になっている。

それでも、何とか頑張ってゆこうという女性の気力が今日の農村を支えている。平たく言えば「これ以上何があるのサ」といった開き直りと、「やるしかないっしょ」といった母さん特有の気合で、自分自身を元気づけ家庭や地域の中で生きる道を拓いていると言える。

ハンディをバネにフル回転

忙しい、余裕がない、儲からないと

目の前の現象にとらわれ、本質を見極めず背中を丸めては前に進めない。

一歩前に出られる勇気と力をつけようと、ハンディを跳ね返し、自分の夢を取り戻そうとする女性達も増えてきている。北海道が行っている農村の暮らしと地域を活かす女性・高齢者グループの表彰事業で最優秀賞を受賞した「紋別簿記会」の活動事例から農業に果たす女性の役割を考えてみたい。

1984年12月、酪農経営は、規模拡大に伴う長期累積負債を抱え生産調整の波に揉まれ意気消沈している状態が多かった。

紋別簿記会の活動もこのような情勢の中で誕生した。誕生のキッカケは、暮らしづくりの学習会に参加した母さんの「私の夢は叶うのだから？」という呟きであり、「何故、働いても、働いても儲からないのだろう!」という素朴な疑問であった。

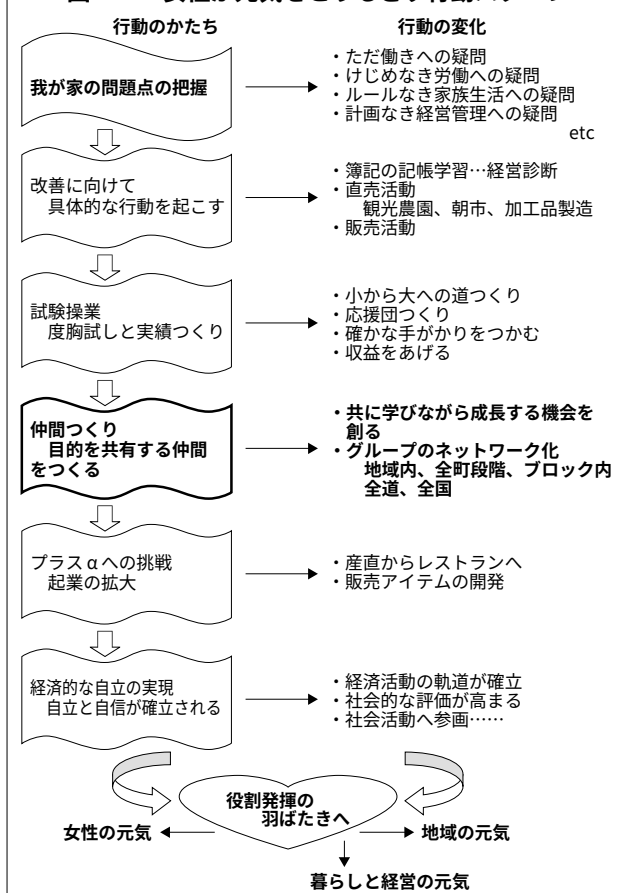
疑問に向き合い、自分も経営の進化管理ができなければ問題は解決しないと気づき、経営の中味を正確に把握できるように農業経営簿記の記帳技術を学ぶべく、簿記会活動をスタートさせたが、資産管理に関わっていなかったため、経営内部のデータが集められず記帳も決算も悪戦苦闘の連続であっ

た。しかし諦めず仲間と共に学び合う体制をつくり、学んだ結果を夫や息子、JAをはじめとする関係機関のメンバーを集めて記帳報告会を行い、簿記記帳の成果をアピールし経営改善や生活改善の技術的な実践へと発展させる活動を18年間継続してきた。

その結果、

- ① 私達が変わった…農業をやられているという意識から農業をやるのだと言うように変わった。(農業経営者としての自信を持った)
- ② 夫達が変わった…日頃聞く耳を持たなかった夫達が母さんの話を聞くようになった。(パートナーとして認めた)
- ③ 経営の質と量が変わった…乳量や乳質が平均以上になり儲けられるようになった。
- ④ 地域が変わった…酪農部会の役員12名中4人は女性など委員の登用や経営計画や申告にも女性の出席を認めた。(「ただ者でない」という認識が広まる)
女性の声が通りにくい状況の中に

図-1 女性が元気をとりもどす行動パターン



come true」である。

経営の中味を知り現状を正確に把握した女性達は、問題解決のために自分たちのできることから解決の戦略を樹て行動して行くが、これらの活動は女性の起業化活動へも通じる共通点である。このように女性自らのエンパワメントが経営や地域の元気づくりにも果たす役割は大きく成果は確実である。経営や地域で女性が行き戻して行く行動の過程を整理すると、図1のようなプロセスが見えてくる。

農村における女性が、今日のように元気になってきた舞台裏では、半世紀にも及ぶ農業改

あって、女性達が肅々と力をつけ、経営を変え、地域を変え、あづましく暮らせる環境をつくりだし、農業で暮らす夢を取り戻している。彼女たちの合い言葉は「Our dreams

良普及事業における生活改善活動がその礎をなしている。

農業改良普及センターにおける生活改善活動では、問題に気づかせ又は問題を受け止め、改善の方法を考えさせ、

その解決にあたり共同で学び、改善の技術や意欲を高めさせながら住みやすい地域や働きやすい経営づくりを計画的に実現させて行く教育的な手法を駆使した活動を進めてきた。

その成果として、むらと暮らし（経営）と人を起こし元気興しにつながったといえる。

今も、農村女性の最も近いところで地域づくりの活動を支援している農業改良普及員（農業経営担当）との信頼関係は厚く、農業者とともに学び合う姿勢から、様々な元気が生み出されている。

農村女性の更なるエンパワーメントのためには、学習活動の支援と解決に向けた技術指導が以前にも増して重要であり、農業改良普及センター（農家経営担当普及員）の果たす役割は大きい。

今後の方向

女性が、家庭内はもとより経営や地域内で明るく元気に行動できる環境にあれば、活気とスタミナに満ちた経営体や地域社会の実現が確実になることは周知のことであるが、地域の活力づ

くりを担っている女性の立場や役割を認め、しっかりと保障してゆこうとする本音の条件整備はまだ未熟であり、女性の内発的な気力に頼った状態である。

しかし、いつまでも女性の自己犠牲に期待した元気づくりには限界があるので、女性の元気をカラ元気にしてしまわないよう女性の能力発揮を認め、保障して行く体制を充実させて行く必要がある。そのためには、次のようなことに配慮することが大切である。

- 1 女性の経済的な基盤と働きやすい環境づくり
 - 女性の働きに対する適正な評価と働きに見合った収益の配分の定着
 - 安全で快適に働くための適正な労働時間や休日の確保
 - 女性の起業的活動の支援
- 2 政策・方針決定の場への参画の拡大
 - 農業・農村政策の方針決定の場に女性も対等なパートナーとして参画し、その持てる能力を発揮させる。（各種の委員会に複数で登用する）

○ 積極的に参画できる女性の学習
の場の充実

3 女性が住みやすく活動しやすい環境
づくり

○ 女性が主体的に経営や地域でイ
キイキとその役割を発揮できる体
制をつくる

○ 女性が相互に情報交換を行うこ
とができる交流ネットワークづく
りを進める

このような活動を充実させるためには、育て伸ばす環境が重要であり、農業改良普及センター等による教育的な活動支援と活動が定着し、波及効果があがるように、政策的な支援が重要である。

農村の女性が、農業で生きる人として、力を蓄え本領を発揮できるようになれば、持続可能な農業・農村の新しい局面を拓き、その実現にむけた実践的な担い手としての役割をいかに果たしてゆけると確信できる。

いずれにしても、女性達の思いを無視せず、しっかり受け止め21世紀の地域づくりの担い手として能力発揮を支援したい。



生産者と地域関係機関の連携による トマトのトップ産地づくり ～日高支庁管内平取町の取り組み事例～

黒澤 不二男（くろさわ ふじお）

社団法人北海道地域農業研究所常務理事

地域の概況

平取町は、日高支庁管内の西部に位置し、北東に三角に広がる中山間地であり、総面積747.2km²を有する地域である。

気候は比較的温暖であるが、太平洋側の海霧の影響を受ける沿岸地域と気温格差の大きい内陸部に大別される。年平均気温は6～7℃、7～8月の平均気温は15～20℃で、夏は最高気温が30℃、冬はマイナス20℃を越えることがある。降雪量、降水量は沿岸地域では少ないが、内陸部では多い。日照時間は2,150時間前後で、特に冬から春にかけ日照が多く、積雪が少ないことから、農業には恵まれた気象条件である。

市場条件として平取町は、地元大消

費地・札幌市へ車で2時間、フェリーターミナルの苫小牧市へ1時間の距離にあり、市場や輸送には恵まれている。

日高支庁管内は農業粗生産額524億円、うち軽種馬が67%を占める日本一の馬産地であるが、平取町は63億円の粗生産額の約60%が水稻、野菜等の耕種作物を基幹としている。農家戸数は468戸（1998年）であり、過去5年間で100戸程度減少し、専業農家の割合が増加している。耕地面積は4,864ha、うち水田面積が1,762ha（転作率48%）と比較的小規模の水稻農家（水稻作付け面積4.3ha／戸）が多い。

転作作物は飼料作物が主体であり、軽種馬や肉牛などの有畜農家への粗飼料に利用されており、施設野菜農家との堆肥交換が行われている。転作作物の約20%を占める特例作物の内、約半分がハウストマト（85.6ha）であ

り、その他にきゅうり、メロン、ほうれんそう等が生産されている。

平取（びらとり）農協の概要と部会組織

平取町農協は、1975年に町内3農協が合併して設立され、現在に至っているが正組合員戸数465戸（組合員620名）、職員115名の中規模の農協である。

農協組合員は、農協の生産販売活動の推進・補完組織である作目別振興会とその下部組織である生産部会に属し各種の活動を展開しているが、水稻や畑作、畜産の振興会を押さえて「野菜生産振興会」が最大組織となっており、近年はその中核をなしているのが、本報告でとりあげる「トマト・胡瓜部会」である。

1 組織機構 組織機構図（図1）参照

2 部会組織の運営
トマト・胡瓜部会は、下記ののような構成となっ

ている。

部会長 1名（全体統括）
監事 2名（監査業務）
副部会長 2名（会長を補佐）
地区役員 7名

部会活動は7つの支部体制を中心とし、活動計画の原案を役員会で作成し、各支部の協議を経て、役員会において正式に決定される。また部会の事務は、JA平取町営農部が担当し、部会とJA間において事務委託契約を締結するシステムを採用している。

部会設立経過と活動内容

1 トマト栽培の契機と複合経営 1970年に始まった「コメ減反政策」

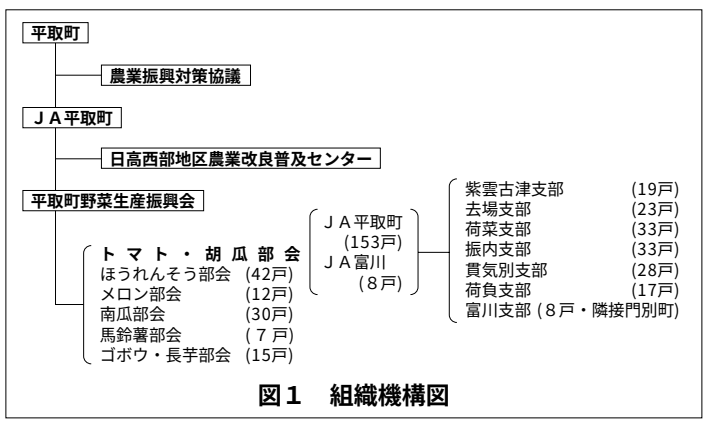


図1 組織機構図

により、経営規模が比較的小さい稲作経営中心の平取町農業は、深刻な影響を受け、土地の生産性および所得向上のために、地域一丸となって転作野菜の導入が検討された。平取町は、春の日照量が多く積雪量も少ないことからトマト栽培に適した地帯である。当初、この地の利を活かして、農業改良普及所（当時呼称）の助言により2～3戸の農家が試験的に栽培を行っていたが、1972年にこれらの農家が中心となって2,000坪のビニールハウスでトマトを生産し、初めて市場出荷に取り組んだ。また、この時に生産者の発案により「平取町野菜生産振興会」が設立された。

1973年、北海道の水田転作関連補助事業を活用し、パイプハウスの増設が検討され、栽培面積の増加を目指して、試験栽培農家が各農家を回って栽培への取組みを説得し、21戸の同意を得て本格的なトマト栽培が始まった。

その後、1976、80～83年の冷害年においてもトマトの生産は低下せず、安定した所得が確保されたことから、耕作者および作付面積が増大した。これらを背景として、トマト栽培グループは生産組織としても認知され、「野菜生産振興会」の下部組織として「トマ

ト・胡瓜部会」が1983年1月に発足、同時に3支部が結成された。これを契機にトマト農家の独立した部会活動が展開され、トマトの裏作に収益性確保のためのきゅうりを組織的に作付けする等、技術体系が大きく進展した。

きゅうりは、トマトの後作として位置づけられた抑制栽培で、トマト栽培ハウス面積の約30%程度の作付け（15ha）であり、販売額は2億円前後である。

2000年の部会員戸数161戸（1999年156戸）、トマト作付面積約80ha（1999年72ha）であり、大半が転作田への作付けである。（表1）

2 選果施設導入による完全共選共販体制の確立と規模拡大

1982年に若い生産農家の強い働きかけで共同選果施設が建設され、作付面積が倍増した。これ以前は、農家個々が選別し、農協が検査・出荷する方式であり、農家の作付面積拡大に伴って選果労力が負担となっていた。

当時、家族4人による660㎡程度のトマト生産規模の出荷最盛期は、朝4時から夜10時までの長時間労働を強いられるなど、過重労働を余儀なくされていた。施設導入によってこれまでの

表1 平取町トマト・胡瓜部会員数の推移

(単位：戸)

支 部	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
紫雲古津支部	13	14	15	15	17	19
去 場 支 部	18	20	22	22	23	23
荷 菜 支 部	26	26	26	26	31	33
振 内 支 部	32	37	42	41	33	33
貫 気 別 支 部	} 26	} 25	} 30	} 33	28	28
荷 負 支 部					17	17
富 川 支 部	—	5	5	7	7	8
合 計	115	127	140	144	156	161

選果労力が不要となり、2人の家族労働で作付面積が今までの2倍の660㎡まで拡大可能となった。

1983年にはトマトの販売額は1億円を突破し、1986年には規格外品の付加価値を高めるためにトマトジュースの試作に取り組み、これに「ニシパの恋人」（ニシパとはアイヌ語で紳士の意味）とネーミングし、本格的な生産・販売を開始した。「ニシパの恋人」は味の良さ、飲みやすさに加え、ネーミングのおもしろさにより、消費者の好評を得ることができ、数多くのトマトジュースの中でも道内トップクラスのブランドとしての地位を確立するに至っている。

3 完熟品種「桃太郎」と道外市場進出

1986年、完熟タイプの品種である「桃太郎」を試験栽培したところ市場評価が非常に高かったため、1990年より品種を従来の「旭光」から全面的に「桃太郎」に変更した。

日持ちの良い「桃太郎」への転換により、道外市場への出荷が急増し、1988年の販売額は2億円、夏秋トマトの産地指定を受けた1992年には5億円を突破した。また、品質の良いトマトを定量継続出荷するために、集団的な活動が強化された。一方、トマト栽培において育苗は大変重要な作業であり、苗の良否はその後の収量・品質に大きく影響を与える。部会では1986年より各支部単位に共同育苗ハウス8棟を設置して、良質な苗を部会員に提供した。この育苗施設を核として支部毎の作業

計画や出役割り当て協議、苗の均質化と健苗育成に取り組み、コスト低減および省力化を図った。

この共同育苗は、「JA 野菜育苗センター（1997年設置）」における「セル苗」供給が軌道に乗る1998年頃まで続いた。また、会員数の増加に伴いきめの細かい技術対応が必要なことから、役員やアドバイザー農家による圃場巡回や支部単位の現地研修会が強化された。

4 集出荷体制の強化と作付面積の拡大

1995年には、道外市場への安定出荷のため「予冷貯蔵施設」が新設され、鮮度保持や出荷調整が強化された。1998年には「農協野菜育苗センター」が本格稼働し、均一な苗の供給も可能となった。

道外移出の拡大で予約相対取引が増加することにより、価格水準が高位安定化した結果、栽培農家戸数・面積が急増し、1994年から1998年までの5年間で他に例を見ない程の高い伸びとなり、販売金額は2.4倍の19億円を超えた。また、省力化のためマルハナバチ（受粉）や無人防除ロボットの導入、作型拡大のための地中加温設備の設置

等、労働力配分・省力化の技術導入が進んだ。

更に、土作りやトマト収穫段数の制限、作型の割り当て、ハウス天窓の設置義務等高品質トマト生産のための部会栽培規約も強化された。

5 持続可能な環境保全型農業への取り組み

産地銘柄の確立は、厳しい定量継続出荷義務を伴う。1995～97年、春の天候不順で「灰色かび病」が発生し、農業による防除回数を増加せざるを得ない年が続いた。また、耐性菌の発生が認められたことから、これが対応として1998～99年の2年間、部会員全員で防除実態把握のための野帳記帳に取り組んだ。また、軽種馬農家からの良質堆肥の施用や土壌分析に基づいた施肥改善に取り組み、課題を克服し、20年以上の作付圃場においてもトマトの自根栽培が可能であり、加えて土壌消毒を一切実施していない希有な産地である。

しかし、「近頃トマトが作りづらくなっている」という栽培農家の声も多くなり、農業改良普及センターや農業試験場等の関係機関との協力による土壌断面調査や化学性の分析を実施、総

合的な土作りの対策を検討した。

生産者個々の栽培の中でも、土作りと耕種の防除を基本に農薬使用回数を減らす努力が行われていた背景もあり、消費者へ安全で安心なトマトを届ける取組みが部会全員で始められた。(北のクリーン農産物表示制度による認証を受け、シンボルマーク『YES! clean』の表示販売が可能となった)。

6 共販活動の取り組み

農協及び部会員から構成される選果運営委員会で、出荷規格、共選手数料等が決定されている。また、カラー写真による「出荷規格一覧表」を作成し部会員に配布して品質の統一を図っている。さらに、選果場の作業効率の向上と規格維持のためのシステムとして、規格外品が混入して出荷された場合は没収し、ジュースの原料の一部として

いる。没収金は部会の活動費にあてられ、府県市場視察やパート労働者の慰労などに活用している。

共選は1週間単位で共同計算されるが、この仕組みによって部会員に売上金が毎週入金されるため、生産の努力が金銭で直ちに確認でき、意欲の向上と喜びにつながっている。

選果場は労務管理をはじめ一切を農協が運営し、「トマト・胡瓜部会」では、選果場の稼働体制に合わせて部会員の出荷時期の調整を行っている。また、選果料金は農協と部会役員で協議され、総会に提示される(1999年72円／4 kg 箱代・運賃除く)。

7 市場における生産物の価格水準と生産力水準

平取産トマトの収穫量は道内全体の16%、最盛期の日出荷量は50t 前後で

表2 1998・99年大阪市場及び平取産トマトの月別平均単価

年次	市場	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1998年	大阪		290	280	286	272	353
	平取	409	325	293	300	299	352
1999年	大阪	489	357	303	289	300	323
	平取	472	364	321	331	309	322

注1) 平取町トマトの単価は月平均共選単価

2) 7割関西市場、3割道内市場へ出荷、全体の7割程度が相対取引である。

表3 トマト・きゅうりの年次別出荷実績

年度 (年)	ト マ ト						き ゅ う り			
	戸数 (戸)	面 積 (ha)	面 積 (坪)	販売量 (t)	販売金額 (万円)	kg単価 (円)	戸数 (戸)	面 積 (坪)	販売量 (t)	販売金額 (万円)
1973	21	0.8	2,262	47	462	99		2,716	25	276
1975	36	1.4	4,160	121	2,132	176		4,156	56	913
1980	45	2.9	8,692	295	4,952	167		7,042	88	1,974
1983	43	4.8	14,390	566	10,264	181		11,500	196	3,245
1985	45	5.7	17,114	655	11,890	179		13,800	212	3,718
1988	63	9.3	27,761	974	21,114	218	37	13,168	167	3,559
1989	63	12.4	37,199	1,109	23,210	209	40	19,612	265	5,268
1990	63	14.3	42,880	1,207	28,605	201		21,789	400	10,546
1991	66	15.2	45,714	1,554	39,064	251		28,368	463	15,157
1992	81	19.6	58,850	1,903	51,809	272		32,288	421	8,733
1993	104	24.5	73,452	2,555	73,138	286	48	34,266	450	14,195
1994	111	31.2	93,690	3,087	80,338	260	62	39,823	701	17,313
1995	115	35.0	105,061	3,423	102,795	300	60	43,810	711	17,875
1996	127	41.3	123,798	3,873	121,151	313	65	48,444	772	12,934
1997	140	52.5	157,467	5,125	167,960	327	66	44,429	499	17,493
1998	144	61.6	184,757	6,235	192,433	308	69	45,801	738	24,712
1999	156	70.8	212,400	6,805	190,016	279	69	42,900	812	22,052

道内市場では供給過剰になるため、主に関西市場に出荷している。道内・道外とも、値決めによる相対取引が増加し、販売単価は市場価格よりも高値で有利販売となっている。さらに、適地での周回栽培管理により、単位当たり収量は9.5～10.0t/10aで全道平均(6.0～6.5t/10a)より高くなっている。(表2)

8 作付面積と生産量・販売額の推移

表3に生産実績の推移を示した。一貫して順調な伸びを示してきており、1991年の夏秋トマトが「産地指定」となった後、栽培戸数・面積の急速な拡大とともにトマト販売額は年々増加し、1997年は16億7,000万円、1998・99年は19億円、更に2000年は20億円を突破し、北海道一のトマト産地となったのである。

生産部会の機能と活動成果

1 組合員農家の作付規模拡大の機能

1999年の1戸当たりトマト平均栽培面積は、5,000㎡弱であり、3,300～6,600㎡規模の農家割合が42%を占めている。作型の多様化と施設機械の高度化や「マルハナバチ受粉」等省力化技術の導入で年々作付規模が拡大し、6,600㎡以上の農家も20%に達している。

2 組合員農家の所得付加機能

1戸当たりトマト平均販売額は1,200万円である。道外移出の積極的な展開で価格が好調であることと規模拡大によって、販売額の伸びが大きく、1998年には1,000万円以上の農家が60%程度になっている。

3 不利な条件の克服と高い技術水準の発揮

平取町の自然的条件に関して、北海道のよりシビアな他地域との相対的關係では、ハウス施設園芸に関して適地であるとも言えるが、基本的には積雪・寒冷という不利な条件のもとにあることは論を待たない。また町内南部の

沿海より地区はともかく、北部の山間部は積雪も多い。したがって「ハウストマト」栽培も、豊かで恵まれた自然条件の利を生かしてというよりも、

「人智と努力を結集して作り上げた一大産地」という特色を持っている。振興会部会メンバーの地区別戸数を見ると、町内の比較的温暖な平場沿海から地区から積雪の多い山間地区までの全域に立地・展開していることから、このことは推論できる。まさに、その人智と努力の結実が、単収10tと全道平均の1.5倍という高い生産力となっており、周到な栽培管理の総合効果に裏付けられたものと言える。

4 転換期における適切な意志決定

水田転作が本格化して適作目選択を模索した草創期から現在に至るまでの間に迎えた節目の各時点、例えば生産（メンバー個々の作付規模と産地の規模）が、一定の段階に達した時点での「共同育苗」の取り組み、さらに一段と拡大した時点では農協営の「育苗センター」、「大規模選果施設」の建設・利用などをタイムリーに実施してきたことの意義は大きい。規格外品主体の完熟トマトジュース「ニシパの恋人」生産も適切な選択と評価でき、数ある

トマトジュースの中でも屈指のブランド品に成長している。これらは、農協関係者の際だった先見性や部会リーダーの決断と組織メンバー総員に対する粘り強い説得活動があったことは推測に難くない。

5 振興会メンバーの技術習得プロセス（平準化過程）における工夫
施設園芸産地においてよく見られる「技術閉鎖性」は、平取町においては無い。採択する技術方式は、徹底的な共同学習、先進・高位技術農家をインストラクター（トマト名人）としてメンバー内での技術伝達・徹底を図るシステムにより、技術内容の囲い込みをしないというオープンさが結局、総体の技術高位平準化につながり、そのこ

とが産地評価を高めることになることを立証している。

6 農協・部会活動を支援する連携ネットワーク

振興会メンバーは、いずれも熱意と意欲に富んだ優秀な人材であったが、このメンバーが活躍するための基盤を作ったのが農協で、現組合長である K 氏は、みずからも振興会部会の一員としてトマト生産を行いながら、農協理事者として農協営のトマト関連大型施設の設置に奔走した功労者の一人である。農協職員も精力的に販路開拓、技術支援、施設運営管理に全力を挙げた。さらに、農協の取り組みと部会活動を支援するために、農業改良普及センターのスタッフは、草創期の試作段階

表4 トマト・きゅうりの年次別出荷実績

年 度	1996年 (万円)	1997年 (万円)	1998年 (万円)	1999年 (万円)	1999/1996 (%)
農業粗収入	2,544	2,471	2,724	2,382	94
うち水稻	464	377	255	392	85
うちトマト	1,781	1,754	2,165	1,765	99
うちきゅうり	176	227	160	137	78
農業所得	746	757	925	766	103
農外所得	81	76	66	75	92
農家所得	827	833	991	841	102

注) 経営形態：水稻＋施設トマト・きゅうり

から現在に至るまで技術導入・定着に濃密に関与し、特にハウス土壌の管理・施肥、病害虫防除の対応に大きな貢献を果している。また町をはじめ行政機関のバックアップ、すなわち様々な助成措置がなければ農家段階の施設や農協共同利用施設も存在しえなかった。まさに連携ネットワークの勝利である。

7 ハウストマト導入による農家経済の安定・向上

トマト導入農家の大半がトマト部門粗収入で1,500万円を超え、農業所得でコンスタントに700万円を上回るまでになったことは個別経営レベルでも、地域農業生産に対する貢献でも極めて大きな意義を持っている。特に基幹作物の一つであった稲作が価格低落という基調の中で、ハウストマト生産は、農家経済の安定・向上に不可欠の位置を占めるに至っている。北海道で発生頻度が高い冷害に強いことも、主体を占める「稲作+ハウストマト」という経営形態にとって有利な点である。近年の冷害年においても農業所得が落ち込まなかったことは、トマト採択の立脚ポイントの一つとなっている（表4）。

8 環境調和型農業の率先的取り組み

「環境に負荷を与えない持続的農業の展開」は、まさにグローバルな潮流となっている。しかし、作付ほ場が物理的に固定されがちな施設園芸農業では、高いレベルの投入（肥料、農薬、労働）が要求されることから、農法として「環境調和型農業＝北海道でいうところのクリーン農業」の採択には困難がともなう。しかし、平取町農協ではいち早く、これに取り組み、様々な先進技術の組み合わせ利用を工夫することによって高いクリーン度を実現していることが評価され、北海道における実践モデル（北海道クリーン農産物表示制度による『YES!clean』マーク表示）となっている。

9 農業後継者の確保・育成に果たす役割

農業全般において農業後継者の確保は困難な状況にあるが、平取町ではトマト生産の高い収益性と安定性により農家子弟の承継率が高いことや、農外からの新規就農（参入）を希望する者が増えてきている。これは振興会組織そのものの会員充足の要件を満たすだけでなく、地域農業振興にも寄与している。

現状の課題と方向性

及センターの密接な連携に、さらなる期待がかけられているのである。

連年にわたる全国的な米豊作の中で、水稻の収益は減少し、更に生鮮野菜の海外からの輸入の影響を受けて、トマトにおいても価格は低迷基調であり、一定の農業所得確保のために作付面積の増大を余儀なくされている。ハウス面積6,600㎡以上の農家が30%以上に達し、経営者の高齢化に伴い新たに過重労働の問題が顕在化している。減農薬減化学肥料栽培による高付加価値トマト生産のためには、良質な堆肥の確保が必要であり、畜産農家との連携強化がより重要度を増し、またトマトの連作障害回避のために、ハウスの移設や緑肥作物の作付け、また排水良好な転作田への新たな団地展開も必要となっている。トマトの総合的労働軽減対策には、複合部門の水田作業の共同化や土地労働効率改善のための農地利用集積等も必要となっている。労働力不足解消のための新規就農者の受け入れには地域内で合意形成のルールが必要である。これらに関連する「農作業のシステム化」を図るための地域内での話し合いが、現在進められているところであり、この面でも町・農協、普



大規模稲作法人による畑作、野菜、肉牛の複合経営を目指して

駒谷 信幸（こまたに のぶゆき）

農事組合法人駒谷農場理事長（長沼町）

はじめに

北海道の農業は、日本の食糧基地として重要な役割を果たしているが、その中にある農村を取り巻く内外の情勢はかつてなかった一番厳しい状況となっている。

その主なものとして、農産物の輸入の自由化、消費ニーズの大きな変化、農産物価格の低迷、加えて BSE などの発生によって最悪の状態となり、収穫された農産物（たまねぎ、馬鈴薯、長ネギ、にんじんなど焼肉に関連する野菜）が需要のないことから荷動きのない状態が続き、馬鈴薯10kgが50円と箱代にもならない価格となっている。農業の中で水害、台風、冷害などの災害によって生産量の減収をきたすことは、その原因が分ればその対策を立て

ながら次年度営農に意欲を持つことが出来るが、先の見えない現状のような農産物に対しては意欲的な営農に取り組むことの出来ないというのが実態である。

今の北海道農業はかつてなかった出口の見えない閉塞状態であると言っても過言でない。この様な中にある私達の農業は続けなければならないし、継続しなければならない時期を迎え苦しい選択に置かれている。

与えられた課題は私には容易に記述することが出来ないかもしれないが、主として自分の農業経営の実態から考えられる目標と、こうありたいと思うことについて記すことにする。

駒谷農場の概況

駒谷農場は、昭和41年4月に兄弟2戸の農事組合法人（構成員7名、水田面積15.6ha）として設立し、大まかには長沼町の稲作、様似町の肉牛との2部門で経営を行っている。

稲作については、個人経営2戸と経営改善組合を結成し、育苗、田植え、除草、病虫害防除、乾燥調整の作業は共同作業で耕作機械、管理機械は共同利用をしている。生産物の米はそれぞれ個人で、私は特別栽培米として一部産直している。肉牛は三女夫婦（2人とも獣医師資格を持っている）が様似で担当し、雑穀、野菜は長沼で栽培一部共同とし、この一部は東京のスーパーと年間契約して産直している。

1 駒谷農場の構成員と経営規模、肉牛頭数

<構成員>

代表理事	本人	60歳
理事	弟	57歳
理事	長男	27歳
監事	妻	58歳
	長男の妻	27歳
	弟の妻	57歳
	弟の長男の妻	34歳
	三女	33歳
	三女の夫	33歳

<経営規模>

水田	60.05	ha
畑	40.00	ha
計	100.05	ha
牧草地山林	185.00	ha
農地計	285.05	ha
（借り入れ地85.05haを含む）		

<家畜頭数>

繁殖雌牛	151	頭
繁殖雄牛	5	頭
育成牛	164	頭
肥育牛	183	頭
計	503	頭

2 農場の基本方針と方策

- (1) 国際的な農業競争に打ち勝つために経営規模の拡大をする一方、機械、施設の共同利用により効率の良い作業体系を確立し、農地の基盤整備により徹底した省力栽培に努める。
- (2) 消費者に対しては安全で美味しい農産物を供給するとともに、コストの低減と消費者が何を求めているかを見極め、それに対応する努力と研究に努める。
- (3) 土地の生産力は肥沃な土づくりからを基本とし、堆厩肥の生産に努める。

3 栽培作物の選択

栽培作物は毎年苦労するのではあるが、下記の通りである。

水稻	24.13	ha
大豆	8.00	ha
小豆	4.64	ha
甜菜	10.80	ha
馬鈴薯	4.50	ha
南瓜	2.50	ha
小麦	11.23	ha
たまねぎ	1.00	ha
デントコーン	7.00	ha
牧草(採草)	21.00	ha
牧草(放牧)	140.25	ha
その他(放牧用山林)	50.00	ha
計	285.05	ha

これ以外に育苗ハウスが9棟（1棟400㎡）あり育苗跡地にメロン、イチゴを共同で栽培し、個人経営を含めた畑地で南瓜4haを栽培し、これを東京のスーパーと契約して販売している。

農事組合法人としての利点

昭和41年4月に兄弟2戸で水田15.6haから発足した法人であったが、年々耕地面積を拡大して現在200ha位までになっている。

法人設立の動機は、兄弟での経営であるため経営内容を明確にする必要があったからなのだが、そのことによって、農業経営そのものについても、大きな変化が及ぶこととなった。

まず、第一に各構成員の農業に対する意識と取り組みの自覚が変わってきたこと、また構成員によって決められた栽培作物であることによって、相当つらく、労力の掛かる作物であっても不平が少なくなっている。

しかし労力を厭わないものとなってはいるが、最近のように厳しい状態が続き、労働に見合う配当、賃金の値上げも出来ないことは他の企業代表者と同様に頭の痛いところである。

規模拡大と機械導入

基盤整備された農地はこれからの農業の中では拡大できる資金と条件が揃うならば広めるべきであると考えている。なお、それに伴う機械導入については、今のように賃金の高い条件ではやむを得ない手段であると思われる。

私は昨年から水田の基盤整備を実施しているが、この水田も決して整備されていないのではなく、単に暗渠が古

くなり透水性が劣ってきた程度であったが、これからの転作、良質米生産に欠かせない水はけは特に大切なものであることから埋め戻し材として火山灰を入れた土管暗渠をし、省力のために水田の一区画を2.5haとしている。

農業機械は共同利用しているものの、やや過剰気味の投資となっているが、これも大方が構造改善事業などの補助により導入されたものであり、減価償却費も法人組織のため正確に積み立てられている。

これからの農業は、強い信頼関係の販路をもつこと

農業法人でなくとも、これからの農業は生産された農産物がどこに売られて行くのか。また、どのように商品として価格がきめられて行くのか。政府の管掌作物であった米、麦のみの栽培を主としていた農業では無関心であったが、最近野菜、花、その他の雑穀類を転作作物として栽培するようになり、農産物が商品である自覚が出てきて、流通の仕組みが理解されるようになってきている。

いずれにしても生産された農産物が、売れる所がなければならない。私達も

長年に渡りこの点では苦労したのであったが、やっと色々な方々のご支援、ご協力によって東京の大型スーパーとのお付き合いが出来るまでになり、これが我々法人の大きな利点となっている。

このお付き合いの基本となるものは、安全、安心、良質、新鮮をモットーに努力することであり、お互いに絶対の信頼をもつことである。このような信頼関係は、一朝一夕に出来上がったものではなく、ある時などは、やや早いとは思われたが300g 詰め小豆を函詰めとして5トン車一台分を送りつけたところ、置き場所がないので引き取って欲しいとのことであり、なんとか送ったのであるから都合をつけて受けとってもらいたい旨の交渉をしたが応じてもらえず、当方が運賃を負担して送り返してもらったこともある。その一方で、南瓜の出荷時期に、腐りが多くて製品率がよくない時などには、スーパーの方では、「切り売りもするので、僅かな変形などは気にしないで送って下さい。」との便宜を図ってくれたこともあった。このように、双方が損得を超越して、信頼し合える関係までにならなければならないのである。

現在では、スーパー内に駒谷農場

コーナーまで作り販売 PR に努めてくれている。

まとめ

私は今後とも国民の生命を維持発展させる食糧を生産するプロとして、どのような困難があろうとも、この農業を続けるつもりである。私は本当に農業が好きであり、食べる物を生産することを使命とすることは生きがいでもある。

店頭には紛らわしい表示を堂々と掲げ、いかにも有機、無農薬栽培であるかのような農産物が並んでいる。それを消費者は信じて買っている。あらゆるものがそうだとは言わないが、少なくとも消費者を偽るような農産物ではなく、安心して食べられ、それが健康に役立つ物を生産する農業でありたいものである。

そのためには、肥沃な土づくりに必要な堆厩肥の生産は欠かせないものとなっているので、私は都市部から養豚家を自分の土地に誘致し、それから排泄される豚尿糞と残渣物を混合して堆肥を生産し、これを3年間熟成させ、10aあたり1トン～2.5トンを全面に

施用している。また、長沼町は季節風が強く、どの作物も初期成育が劣ることによって全体に影響する。特にこの地帯はこの季節風が強いところであることから早くから防風林の必要性を感じ、柳、ナナカマド、ハンの木、ニレ、ドロなどの樹種を選びながら、耕地全面に防風林を設置している。

これらのことが有機的に組み合わせられて効果のある農業になるのであって、自給率40%以下の日本農業が輸入によって満たされていることに憤りを感じているものとして、この危機を乗り越えるため、微力ではあるが懸命に頑張る、努力するつもりである。



公的支援組織による 農地保全

橋本 雅美 (はしもと まさみ)

財団法人清水町農業振興公社事務局長

清水町の概要

清水町は、十勝管内の西北部に位置し、その面積は402km²で、地目別では畑146.4km²、山林173.6km²、牧場18.2km²、宅地6.5km²、原野他57.3km²、経営別では畑作、酪農、混合経営体である。地形は、南北に走る日高山脈から東西に緩い傾斜をなし、大雪山等を源とする十勝川が中央部を流れ、これに注ぎ込む佐幌川、芽室川などの河川により三つの段丘地からなり、中央及び南北

には平坦地、東西に丘陵地が起伏しており、農作業の時期についても地帯によって定植、収穫に若干のずれがある。いずれにしても農業を基幹産業とする町である。

農家戸数・就農者等の推移

本町の農家戸数は、平成7年には522戸あったものが、平成12年には440戸となり、82戸が離農している。その理由として、経営不振、高齢化、後継者

表1 <農家戸数等の年度別推移>

年度	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
農 家 戸 数	522	510	489	469	456	440
離 農 農 家	13	12	21	20	13	16
新 規 就 農 者 数	—	1	2	2	—	—
新卒・Uターン者数	8	9	12	15	5	9

不足、農業者年金受給、病死、不慮の事故、農業の先行き不安が主なものであった。

しかし、その間にも新規就農者の受入や新卒Ｕターン者数も毎年10名前後となっており、本町農業を支える力となっている。(表1)

清水町農業・農村活性化 ビジョン

本町の農業情勢は、農産物自由化に伴う価格の低迷による経営不振や後継者不足、高齢化による労働力不足等から多くの離農者が出ていた。これらの農地については、これまで、ほとんどが既存の農業者が規模拡大により吸収してきたが、労働力問題等により規模拡大も限界にきており、このまま推移すれば農地の遊休化、離農の一層の進行などにより地域農業の崩壊のみならず、町の経済にも深刻な打撃を与えることが予想されていた。

このような危機にさらされている農業の衰退を食い止めるため、関係機関等の協力のもと複雑に錯綜している問題・課題を調査・分析を行い、これらに適切に対処するため、平成8年「清水町農業・農村活性化ビジョン」を策定

し、具体的な取り組みの指針を明示した。

その内容は、「農業・農村の現状と課題」「ビジョンの将来イメージ」「ビジョンとしくみと期間」「清水町農業・農村活性化ビジョンの将来、イメージ、テーマ、戦略プロジェクト」「ビジョンの戦略プロジェクト」からなり、農業をビジネスとしてとらえ、外部依存体質からの脱却、そして自立心を備えた農業経営体の育成・確立に重点をおき、行政、農業関係機関としても最大限の支援を行うものである。

その中で、農地保全に係わる「法人経営体の育成」(有限会社メロディーファーム)、「農作業支援組織の育成・整備・活用」(清水町農業サポートセンター)、「町等による一時的な農地管理」(財団法人清水町農業振興公社)の取り組みについて簡記する。

有限会社 メロディーファーム

農業生産法人「有限会社メロディーファーム」は、本町下佐幌地域の平坦な台地に位置している。地区の平均耕作面積は28.5haで清水町平均より若干少ない規模で、土壌の大部分は湿性

火山性土となっており恵まれた農業条件ではない。

畑作共同農業生産法人の設立のきっかけとなったのは、昭和60年以降の農産物価格の低下による収入の減少、所得確保のため努力してきたコスト低減や収量の増加も家族労働としては限界にきていたこと。また、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意の2000年以降さらに厳しい農業情勢になると予想されたことで、これらに対処するため共同経営の方向を地域の中で模索してきたのである。

その結果、平成8年10月、構成員は下佐幌地区の2地域にまたがるが、汎用コンバインの利用組合員として機械の共同利用を行っていたこともあり、この組織を母体（5戸）として共同化・法人化のメリットを活かし、更に農作業の受託や農地の受け手等地域との連携を見すえた経営体が設立された。

1 経営概要

有限会社メロディーファームにおける経営の特徴は次のとおりである。

- (1) 設立時の戸別既存機械を会社に売却することにより戸別負債を軽減
- (2) 残存戸別負債（約40,000千円）を会社に引き継ぐ（地代により相殺）

- (3) 農作業受託による収入増大
（清水町農業サポートセンターとの連携）
- (4) てん菜播種センターの運営による収入増大
- (5) 福利厚生の実施（社会保険、厚生年金、休暇制度）
- (6) 女性の労働負担軽減

運営については、社員10名（うち役員5名）、従業員2名、パート若干名であり、作業の分担については作物毎に担当者を決め、作物に関する情報の収集と提供に努めている。又、作業の内容や人員配置等については、毎朝（男性7時30分、女性8時）集合時に協議し決めている。

共同化により、顕著に現れた成果については、経営内容はもとより、労働負担の軽減で設立当初と労働時間で比べても大きく減じている。

労働日数及び時間（平成12年4月から11月 244日間）

男 性	188日	1,428時間
		（平成9年 1,880時間）
女 性	71日	505時間
		（平成9年 1,110時間）

※ 農休日 毎週日曜日
施設についても、てん菜播種セン

ター、育苗ハウス（3棟）、管理休憩施設、格納庫、低温庫、麦乾燥施設、機械については、トラクター10台をはじめ51台の各種機械を有し、いずれも農業生産法人育成総合支援事業、近代化資金、改良資金等の支援を受けてスタートした。今後の展開についても、規模拡大をはかり農畜産物の加工販売や観光農業についても取り進めていく計画である。（表2）

2 農作業受託

農作業受託については、清水町農業サポートセンターと連携し、てん菜の移植作業を行っている。平成13年の実績（受託分）はてん菜播種ポット10,000冊、てん菜育苗ポット1,300冊、てん

菜移植作業63ha（12戸分）となっており、地域連帯型法人としての責務を果たしている。（図1）

清水町農業 サポートセンター

1 設立の背景

清水町の基幹産業は農業であり、農産物と企業とがうまく連携しながら発展してきた。しかし、平成に入ると相次ぐ離農、農地の吸収による経営面積の増大、高齢化、担い手不足による労働力不足が深刻化し、地域全体の労働力を調整するシステムの確立が必要となってきた。更に、地域では多くの機械利用組合が崩壊し、農家個々で機械

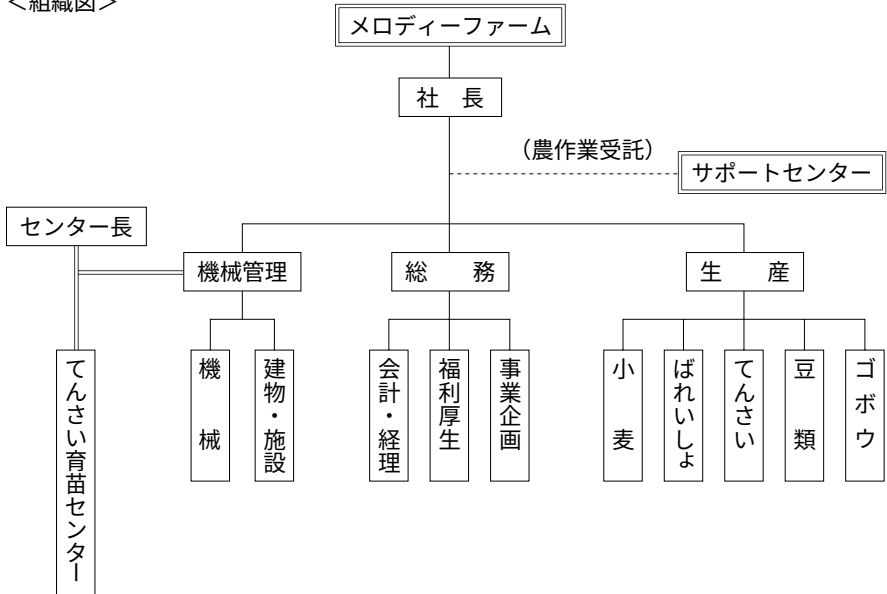
表2 <経営規模と作付状況・収量>

	平成9年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年	
	作付	収 量	作付	収 量	作付	収 量	作付	収 量	作付	収 量
秋まき小麦	38	524	43	582	45	258	51	396	50	
馬 鈴 薯	41	4,671	42	5,008	42	3,131	43	4,605	40	
て ん 菜	44	5,470	48	5,819	50	5,743	49	5,524	45	
豆 類	50	220	42	225	39	257	28	251	36	
そ の 他	3	2,980	4	2,229	3	3,383	2	2,722	2	
計	176		179		179		173		173	
自 作 地	107		110		110		110		110	
借 地	69		69		69		63		63	

単位：作付・自作地・借地 ha、収量kg／反

図1

<組織図>



を所有する様になり、農業経費に占める機械経費の高騰が経営を圧迫している状況であった。

このため、農家の労働力不足を補い、機械利用体系の再編によるコストの低減対策に取り組むことを「清水町農業・農村活性化ビジョン」に位置付けた。これらの課題に対処するためコントラクター制度導入の検討に着手し、平成8年度に農業関係機関で構成される「清水町営農対策協議会」の中に、生産者代表含む18名からなるプロジェク

トチーム（労働支援センター）を設置し、町内での実践と道内外の先進事例調査を行い農業関係者総意の下、平成9年3月31日「清水町農作業受委託協議会」（通称サポートセンター）をスタートさせた。

2 酪農と畑作

本町は飼料作物、畑作物とも7,000haの作付があり、畑作経営も30ha以上が主流を占め大規模化が進んできた。しかし、畑作経営の大規模化は労働力

を必要とする豆類やてん菜の作付比率を減少させながら、機械化の進んでいる作物の面積を拡大させるという歪んだ形で推移しており、輪作体系維持による健全な発展も地域農業の大きな課題であった。このため酪農部門のみならず畑作部門においても対応の必要性に迫られていた。

3 機械をもたない

運営の特色は、本町で農機具の展示会ができるまでいわれていた現有の機械の有効活用をベースに可能な限り協議会で機械を保有せず、そのかわり労働力を抱える方法を選択した。飼料作物の収穫は、農家から借り上げた機械に専任のオペレーターが乗り、受託作業を行い機械を提供した利用組合や個人に借り上げ料を支払い、より高度な技術を必要とするものは民間へ斡旋する方法としてスタートした。

例えば、てん菜の移植や馬鈴薯の播種作業はメロディーファーム（畑作共同農業生産法人）やホクレン（てん菜のみ）に依頼する。サイレージの運搬は運送会社へ、調整はショベルやコンボを所有する建設会社へ委託する。更に、各種豆類の収穫はコンバインの所有する機械利用組合へ依頼する方法と

なっている。

このことは、稼働率の低い機械（農業機械に限らず）の効率利用が図られ、機械所有者も含めた受託者に利益をもたらしている。しかし、現在では、受託面積の増大により、必要とする時期に機械がそろわない状況が出てきており、このため不足する機械については、リースして台数の確保を図っている。このことにより、低料金の設定がなされている。機械の借上、作業日程の調整、作業の斡旋等についてはマネージャー（JAより派遣）が受けもち、サポートセンターが受託する作業については、オペレーター3人体制で行っている。しかし、繁忙期には3名のオペレーターでは賅いきれないため、サポートセンターに登録いただいている農家の担い手をサブオペレーターとして協力いただいている。

4 有限会社清水町農業サポートセンター

発足時からの受託面積（表3）は年々増加しており、現在農家の半数以上が利用している。今後も受託面積は増えていくと見込まれ、又、規模縮小、離農等による農地流動化への対応（公社と連携）を検討した結果、更なる機

能の充実を求めていく必要があることから、平成13年3月、新たに有限会社法に基づき「有限会社清水町農業サポートセンター」を設立し、農業生産法人の資格を有し今後予想される事態に対処する体制を整えたところである。

このサポートセンターに対しては、町、JA等関係機関による「清水町農作業受委託推進委員会」を設立し、サポートセンターへの支援を行っている。

財団法人 清水町農業振興公社

1 農地の流動化対策

平成4年、農業委員会より町に対し公的機関が農地を一時保有するシステムの建議がされた。その背景には、当時本町の離農率が十勝管内において2番目で、更に離農されるであろう農家が多数予測され、農地の需要を上回る供給が見込まれ農地の遊休化を危惧しての建議であった。

当時、北海道農業開発公社が農地保有合理化法人として、農地需給調整に大きな機能を果たしていた。しかし、本町において道公社につなぐとしてもタイミングがあわない、また、緊急に対処しなければならない事例等がたび

たび発生し、地元にとって頭のいたい難しい課題への対応ができなかった。このような事例をもとに、本町としても独自に農地の中間保有機能を保ち、その保有農地の集積、集団化のため活用することが本町の今後の農地対策にとっても有効な手段であると判断し、平成8年に策定した「清水町農業・農村活性化ビジョン」の農地需給緩和への対策の中で「町等による一時的な農地管理」を位置付けし、利用権を軸とした調整機能が今まで以上に重要性を増すと想定され、ある程度余剰農地対策としても有効と考えた。又、単に農地の流動化に留まらず機械の問題、労働の問題等にセットで対応できる総合的な生産システムの構築が必要とされた。

これらの課題に対処するため、平成9年より道外の先進地を視察し、その結果、道外では財団又は社団による事業展開がなされており、この方法は本町の農地対策の他、農業支援対策としても必要な機能であり、農家経営安定の意味からも積極的に取り組むことにした。(図2、表3)

2 農業支援システム構想

本町の農業状況については、清水町

図 2

清水町農作業受委託の仕組み

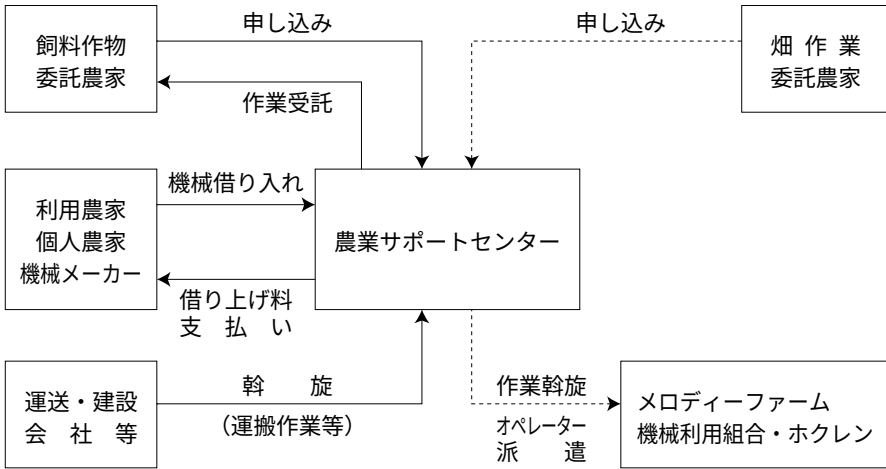


表 3

年度	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	備考
牧草収穫	625	713	774	765	763	
コーン収穫	283	365	335	338	399	
ビート移植	50	58	98	87	134	
豆類収穫	220	229	230	238	167	
耕起・整地・心土破碎	50	119	270	253	177	
堆肥散布	80	262	511	535	528	
融雪剤散布	—	776	1,394	1,583		
その他	—	117	127	357	155	麦旱, 追肥, 播種他
計	1,308	2,639	3,739	4,156	(2,323)	
利用戸数(実戸数)	103	170	225	243		

単位：ha

農業・農村活性化ビジョンの中で述べたが、こうした状況に適切に対応し、本町農業の振興を図るためには特に、

- ① 人・担い手づくり対策
(担い手育成事業)
- ② 農地対策（合理化事業）
- ③ 労働支援対策
(農作業受委託事業)
- ④ 新規就農者・中核農家の経営改善策（経営改善指導事業）

を総合的に組み合わせた対策を推進することとなり、新たに「農業支援システム構想」を立ち上げた。この構想を推進するにあたり、その中心的役割を担う「財団法人清水町農業振興公社」を設立した。（図3）

これにより、公社が農地保有合理化法人の資格を取得し、農地の集積、各種支援事業の展開を図る体制ができたことは、課題等の解決のため大きな一歩を踏み出したと考えている。

財団法人清水町農業振興公社の事務所については、旧北海道立清水町農業機械化研修所跡地を活用している。

この施設は、農業者の研修所であったため宿泊施設が整っており、ホームページ、週刊誌等を通じより積極的に情報提供ができ、長・短期の実習者、新規就農希望者の募集、受入ができた

ことは大きかった。現在、新規就農を目指し、6家族が夢の実現を図るべく日夜頑張っているのである。

農地の保全等に係わる北海道農業開発公社との区分けについては、北海道農業開発公社が売買、清水町農業振興公社が賃借とし、農地の受け手がない場合、公社で中間保有し、担い手へ集積、又は、清水町農業サポートセンターと連携し、粗飼料を生産し酪農家へ供給し自給率を上げる体制も築いたところである。

いずれにしても、本町におけるただひとつの資源である「農地」をいかに維持していくかが大切であると考えており、こうした身近な実践の積み重ねが良い結果を生み出すものと確信している。

図3 財団法人清水町農業振興公社組織図

